

## 前文

二宮町は、温暖な気候、吾妻山からの眺望と散策路、里山風景にみる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれ、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。しかし時代とともに、二宮町においてもライフスタイル（核家族化・情報機器の飛躍的普及）、生活習慣（食・運動・睡眠など）、子どもの遊びなどを取りまく環境が変わってきた。成人においては平均寿命の延伸に伴い糖尿病など生活習慣病や癌、認知症、医療・介護を必要とする人が増え、子どもにおいては体力低下や生活習慣病の低年齢化が進み、あらゆる世代において、心の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が疲弊する場面が生じている。健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題としても取り組まれるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。

誰もが持続可能な地域社会を形成する一人ひとりとして、生涯にわたって心も身体もきらりと輝いて生きることを目指し、健康づくりはさらに継続的、計画的、総合的に行われ、かつ創造的であればならない。私たちは、わが町において、「心身きらり」の実現ができると確信している。

"

第1条（目的）この条例は、心身きらりを目指し、基本理念を定め、町民及び町の責務並びに地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 心身きらりとは、心と身体がともに健康である状態をいう。
- (2) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。
- (3) 町民とは、町内に居住、通勤通学、事業を行う者および納税の義務を有する者をいう。
- (4) 運動とは、体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。
- (5) 地域活動団体とは、町内および地区において健康、福祉等に携わる団体をいう。
- (6) 事業者とは、町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

第3条（基本理念）心身きらりは、幸福を追求する礎のひとつであり、生涯にわたり人とつながり安心して心豊かな生活を営むことである。誰もが、あらゆる機会とあらゆる場面において、主体的に健康づくりに取り組む地域社会の実現をめざす。

第4条（町民の役割）町民は、健康づくりに対する関心および理解を深め、自らの健康状態を把握し、状況に応じた対策と生活習慣の向上を図るよう努めるものとする。

町民は、健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

第5条（町の責務）町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、町民の健康づくりを推進するものとする。

2 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上に資するよう努めるものとする。

3 町は、健康づくりを推進するため、町民、地域活動団体、事業者の意見を反映させ環境の整備を図るものとする。

4 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、情報提供、意見交換を行い、学習の機会を設けるものとする。

5 町は、この条例の趣旨を踏まえ、健康づくりに関する施策を計画的かつ効果的に実施するものとする。

6 町は、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行うとともに、施策を評価し公表するものとする。

第6条（地域活動団体の役割）地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。

第7条（事業者の役割）事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、健康づくりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとする。

第8条（財政）町は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第9条（他自治体との連携）町は、健康づくりを推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。

第10条（心身きらり推進期間）町民の関心と理解を深めるため、心身きらり推進期間を設ける。

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

（附則）

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

第2条(4)、第4条(3)

\* 運動とは、勝敗や記録を競う競技ではなく、余暇時間の散歩や体を動かすことを伴う趣味やストレッチなど、それぞれの年齢、性別及び健康状態に応じて計画的又は意図的に行う身体活動すべてを含むものとしています。(安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての身体の動き)

第2条(7)

\* 乳幼児、障害者、高齢者等の支援に関する施策とは、乳幼児、障害者、高齢者等本人への支援はもちろんのこと、支える保護者や家族等が疲弊しないための対策も含まれます。

第2条(2)、第5条、第6条

\* 町民の健康づくりとは、町の施策として位置付けられ、食生活、運動、休養、飲酒・喫煙、歯の健康等、その他生活全般にかかわるものであることから、部署横断的な取り組みで行うものです。施策の策定やその実施にあたっては、町の施設等を積極的に活用すること。町民、関係団体、事業者及び医療関係者の意見を反映させるために、協議会を設置するとともに、WEBやSNSを活用する等さまざまな広報や意見聴取の方策をとります。

第8条

\* 「心身きらり関連計画」とは、二宮町健康増進計画・食育推進計画、二宮町子ども・子育て支援事業計画、二宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、二宮町障害者福祉計画、二宮町地域福祉計画などの総称です。本条例では、これらの計画を総合的かつ円滑に推進し、部署横断的な取り組みと方向性を実現することを求めています。

扱いについて

\* 条例本文とは別の文書とする

\* 例規集への収録は??

\* 議会HPには掲載

心身きり健康づくり条例 委員会案 と 健康づくり課案比較

	教育福祉常任委員会(案)	教育福祉常任委員会(2017年5月)	2017年7月20日案	健康福祉部案	健康づくり課案	七飯町健康づくり推進条例	富士見町健康づくり推進条例	三島市健康づくり条例
前文	二宮町は香葉山からの眺望と散策路、里山風景にみられる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する環境に恵まれた町であり、温暖な気候のため長寿の里として親しまれてきた。また町の面積は小さく、人々のつながりが感じられる。一方、時代とともにライフスタイル(核家族化・情報化)や生活習慣(食・運動)の変化、子どもの遊び場が減少してきている。成人においては平均寿命の延伸に伴い糖尿病など生活習慣病や癌、認知症、介護を必要とする人が増加している。あらゆる世代において、心身の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が急増する場面が生じている。健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題として取り扱われるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。	二宮町は、温暖な気候、香葉山からの眺望と散策路、里山風景にみられる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれた、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。しかし時代とともに、二宮町においてもライフスタイル(核家族化・情報化)や生活習慣(食・運動)の変化、子どもの遊び場が減少してきている。成人においては平均寿命の延伸に伴い糖尿病など生活習慣病や癌、認知症、介護を必要とする人が増加している。あらゆる世代において、心身の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が急増する場面が生じている。健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題として取り扱われるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。	二宮町は、温暖な気候、香葉山からの眺望と散策路、里山風景にみられる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれた、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。しかし時代とともに、二宮町においてもライフスタイル(核家族化・情報化)や生活習慣(食・運動)の変化、子どもの遊び場が減少してきている。成人においては平均寿命の延伸に伴い糖尿病など生活習慣病や癌、認知症、介護を必要とする人が増加している。あらゆる世代において、心身の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が急増する場面が生じている。健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題として取り扱われるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。	委員案案と同じ	委員案案と同じ	少年高齢社会が進化するなか、子どもから高齢者までのすべての町民が、健やかで充実した生活を送ることは、私たち町民一人ひとりの願いです。そのためには、町民一人ひとりが健康にいての知識と関心を持ち、健康づくりに努めるとともに、町、町民及び事業者が協働して、個人の健康づくりを支援していくことが必要です。七飯町では、平成15年3月に策定した七飯町健康づくり基本計画(なえ健康プラン21)に基づき健康づくりに関する取り組みを進めています。このようなかから、健康づくりに関する継続的・計画的・総合的に推進し、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある地域「みんな元気なえ」の実現をめざして、この条例を制定します。	健康は人の元氣と安心の源であり、希望あふれる社会の礎であって、心身の健康を維持し、向上させ、生活の質を高めることは市民共々の願いである。そこで、本市は、平成元年に「健康都市宣言」を、平成6年に「食育推進都市宣言」を行っており、市民が主体的に心身の健康づくりを推進し、生活にわたる食育等の推進に努めてきた。しかし、近年、疾病構造の変化、急速な高齢化の進展等により市民の健康を取り巻く環境は大きく変わり、疾病対策から介護予防まで一貫した施策の展開に向けて、健康づくりに関する新たな生活ができる健康寿命の延伸が急務となっている。このような状況の中で、市民一人ひとりが生活にわたり健やかで心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、それらが健康づくりに関する理解を深め、食生活の改善、運動の習慣化等を通じて健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域交流や社会参加を通じて健康づくりができる環境を整備していくことが重要である。ここに、健康づくりについての基本理念を明らかにしてその方向を示し、市民、地域団体、事業者、保健医療関係者及び市の協働により、市民の健康づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。	
目的	第1条 この条例は、町民の心身の健康づくりに関し、基本理念や基本となる事項等を定めることにより、町、町民、関係団体、事業者、医療関係者の責務を明らかにする。協働による施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもから大人まで心身の健康の保持増進を目的とする。	第1条 この条例は、心身きりを目指し、基本理念を定め、町民及び町の責務並びに地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることとす。	第1条 この条例は、心身きりを目指し、基本理念を定め、町民、地域活動団体、事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることとす。	1 心身きりを目指し、基本理念を定め、町の責務及び町民、地域活動団体、事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることとす。	1 心身きりを目指し、基本理念を定め、町の責務及び町民、地域活動団体、事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることとす。	第1条 この条例は、健康づくりに関する町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりに関する町、町民及び事業者が協働して取り組む、もってすべての町民が健康で、活力のある地域社会を実現することを目的とする。	第1条 この条例は、健康づくりに関する町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりに関する町、町民及び事業者が協働して取り組む、もってすべての町民が健康で、活力のある地域社会を実現することを目的とする。	第1条 この条例は、市民の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、市民の健康づくりに関する町、町民、関係団体、事業者、保健医療関係者及び市の協働による市民の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活にわたる健やかで心豊かに暮らすこととす。
定義	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。 (2) 町民とは、町内に居住、通勤通学、事業を行う者および納税の義務を有する者をいう。 (3) 運動とは、安楽にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての身体の動きのうち、体力の維持及び向上を目的として計画的に実施するものをいう。 (4) 関係団体とは、町内および地区において健康、医療及び福祉に携わる団体をいう。 (5) 事業者とは、町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。 (6) 医療関係者とは、町内にある医療機関等で医療にかかわる者をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 心身きりとは、心と身体がともに健康である状態をいう。 (2) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。 (3) 町民とは、町内に居住、通勤通学、事業を行う者および納税の義務を有する者をいう。 (4) 運動とは、体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。 (5) 地域活動団体とは、町内および地区において健康、福祉等に携わる団体をいう。 (6) 事業者とは、町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 心身きりとは、心と身体がともに健康である状態をいう。 (2) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。 (3) 町民とは、町内に居住、通勤通学、事業を行う者および納税の義務を有する者をいう。 (4) 運動とは、体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。 (5) 地域活動団体とは、町内および地区において健康、福祉等に携わる団体をいう。 (6) 事業者とは、町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。	2 定義 (1) 心身きりとは、心と身体がともに健康である状態をいう。 (2) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。 (3) 町民とは、町内に居住、通勤、通学をする者をいう。 (4) 運動とは、体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。 (5) 地域活動団体とは、町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。	2 定義 (1) 心身きりとは、心と身体がともに健康である状態をいう。 (2) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。 (3) 町民とは、町内に居住、通勤、通学をする者をいう。 (4) 運動とは、体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。 (5) 地域活動団体とは、町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。(1) 健康づくり 健やかで充実した生活を送るため、心身の状態をより良くしようとすることとす。(2) 事業者 営利を目的とした法人及び個人並びに公益その他の社会のあらゆる分野における法人及び個人で、他人を使用して事業を行うものを用いる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。(2) 町民とは、町内に居住する者をいう。(3) 事業者とは、町内において事業を営む個人又は法人又は法その他の団体で、他人を使用して事業を行うものを用いる。(4) 医療関係者とは、町内にある医療機関等で医療にかかわる者をいう。(5) 関係団体とは、町内において健康、医療及び福祉に携わる団体をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。(2) 町民とは、町内に居住する者であることとす。(3) 事業者とは、町内において事業を営む個人又は法人又は法その他の団体で、他人を使用して事業を行うものを用いる。(4) 医療関係者とは、町内にある医療機関等で医療にかかわる者をいう。(5) 関係団体とは、町内において健康、医療及び福祉に携わる団体をいう。
基本理念	第3条 健康づくりは、生涯にわたる自立した生活及び安心して安全で心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであることとに鑑み、あらゆる機会とあらゆる場において、町民一人ひとりが生きがいを持ち、主体的に取り組むことができるようとする旨を旨とする。町民が心も身体もきりと輝いて暮らすために欠くことのできないものであることから、町民、関係団体、事業者、医療関係者及び町がそれぞれ役割を踏まえ、相互に連携を図りながら推進すること。	第3条 心身きりとは、幸福を追求する礎のひとつであり、生涯にわたる人となりが安心して心豊かな生活を営むことである。誰もが、あらゆる機会とあらゆる場において、主体的に健康づくりに取り組む地域社会の実現をめざす。	第3条 心身きりとは、幸福を追求する礎のひとつであり、生涯にわたる人となりが安心して心豊かな生活を営むことである。誰もが、あらゆる機会とあらゆる場において、主体的に健康づくりに取り組む地域社会の実現をめざす。	3 基本理念を達成するため、二宮町地域福祉計画を策定するものとする。	第3条 健康づくりは、町民が生涯にわたる自立した生活及び、安心して心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであることとに鑑み、あらゆる機会とあらゆる場において、主体的に推進されなければならない。2 健康づくりは、町民、町、地域活動団体及び事業者が相互に連携を図りながら地域全体で推進されなければならない。	第3条 健康づくりは、町民が生涯にわたる自立した生活及び、安心して心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであることとに鑑み、あらゆる機会とあらゆる場において、主体的に推進されなければならない。2 健康づくりは、町民、町、地域活動団体及び事業者が相互に連携を図りながら地域全体で推進されなければならない。	第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。(1) 町民は、健康づくりの重要性を理解するとともに、健康を管理する能力の向上を図りながら生涯にわたって主体的に取り組むこと。(2) 町、県、事業者等が、相互に連携し、町民の健康づくりに支援助を協働して取り組むこと。	第3条 健康づくりは、生涯にわたる自立した生活及び安心して安全で心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであることとに鑑み、あらゆる機会とあらゆる場において、市民一人ひとりが生きがいを持ち、主体的に取り組むことができるようすることを旨として、推進されるものとする。2 健康づくりは、心豊かな活力ある持続可能な健康都市を実現する上で欠くことのできないものであることとに鑑み、市民、地域団体、事業者、保健医療関係者及び市がそれぞれ役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働することにより推進されるものとする。
町民の役割	第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するよう努めなければならない。2 町は、町民、関係団体、事業者及び医療関係者の意見を反映させるよう努めること。3 支援が必要な人をサポートする保護者、介護者などに対し支援すること。	第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、町民の健康づくりを推進するものとする。2 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上に資するよう努めるものとする。3 町は、健康づくりを推進するため、町民、地域活動団体、事業者の意見を反映させ環境の整備を図るものとする。4 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、情報提供、意見交換を行い、学習の機会を設けるものとする。	第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、町民の健康づくりを推進するものとする。2 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上に資するよう努めるものとする。3 町は、健康づくりを推進するため、町民、地域活動団体、事業者の意見を反映させ環境の整備を図るものとする。4 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、情報提供、意見交換を行い、学習の機会を設けるものとする。	7(町の責務) 町は基本理念を踏まえつつ、二宮町地域福祉計画に位置づけられた健康づくりに関する基本的な各種計画(以下「施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない」とす)を策定し、実施するものとする。	第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、二宮町健康増進計画(食育推進計画)により町民の健康づくりを推進するものとする。2 町は、健康づくりに関する町民の意識の向上に資するよう努めるものとする。3 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者に対し、健康づくりに関する情報を提供しなければならない。4 町は、この条例の趣旨を踏まえ、健康づくりに関する施策を計画的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。	第3条 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上に資するよう、町民、事業者、関係団体及び北海道等との連携に努める。	第5条 町は、町民の健康づくりの取組を社会全体で支援する体制を整備するため、必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するよう努めなければならない。2 町は、町民、事業者、医療関係者及び関係団体に対し、基本方針、施策その他の健康づくりに関する情報の提供を行い、相互に連携しながら健康づくりに関する意識の醸成及び向上に努めなければならない。3 町は、健康づくりを推進するために必要な支援及び環境の整備に努めなければならない。	
町の責務	第5条 町は、身体健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずること。 (1) 保健指導、健康診査、疾病対策等を推進すること。 (2) 食生活、運動習慣その他の生活習慣の改善を図る事業を推進すること。 (3) 身体健康づくりに関する活動を行う団体等への支援を行うこと。 (4) 歯科保健指導、歯科健診その他の歯科口腔(5) 保健事業を推進すること。 (6) 受動喫煙の防止に関する事業を推進すること。 (7) がんの予防、早期発見及び早期治療に関する施策(8) 生活習慣病の重症化予防に関する施策 (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくり及び食育を推進するために必要な施策	第6条 町は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずること。 (1) 心の健康に係る相談の事業を推進すること。 (2) 心の健康づくりに関する普及啓発を行うこと。 (3) 心の健康づくりに関する活動を行う団体等への支援を行うこと。 (4) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりを推進するたに必要の施策を行うこと。	第6条 町は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずること。 (1) 心の健康に係る相談の事業を推進すること。 (2) 心の健康づくりに関する普及啓発を行うこと。 (3) 心の健康づくりに関する活動を行う団体等への支援を行うこと。 (4) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりを推進するたに必要の施策を行うこと。		第9条 町は、健康づくり及び食育の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。(1) 栄養及び食生活に関する施策 (2) 身体活動及び運動に関する施策 (3) 休養及び心身の健康に関する施策 (4) 喫煙及び飲酒に関する施策 (5) 歯及び口腔の健康に関する施策 (6) がんの予防、早期発見及び早期治療に関する施策(7) 生活習慣病の重症化予防に関する施策 (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくり及び食育を推進するために必要な施策	第9条 町は、健康づくり及び食育の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。(1) 栄養及び食生活に関する施策 (2) 身体活動及び運動に関する施策 (3) 休養及び心身の健康に関する施策 (4) 喫煙及び飲酒に関する施策 (5) 歯及び口腔の健康に関する施策 (6) がんの予防、早期発見及び早期治療に関する施策(7) 生活習慣病の重症化予防に関する施策 (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくり及び食育を推進するために必要な施策	第10条 市は、身体健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。(1) 保健指導、健康診査、疾病対策等を推進すること。(2) 食生活、運動習慣その他の生活習慣の改善を図る事業を推進すること。(3) 身体健康づくりに関する活動を行う団体等への支援を行うこと。(4) 歯科保健指導、歯科健診その他の歯科口腔(5) 保健事業を推進すること。(6) 受動喫煙(室内又はこれらに類する環境)において、他人のたばこの煙を吸われないこととする。の防止に関する事業を推進すること。(6) 前各号に掲げるもののほか、身体健康づくりに推進するために必要な施策	
市民の役割	第9条 町民は、基本理念にのっとり、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康づくりに関する知識と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めること。2 町民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場において、健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めること。3 支援が必要な人をサポートする保護者、介護者などに対し支援に努めること。	第4条 町民は、基本理念にのっとり、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、主体的に取り組むこととす。状況に応じた対策と生活習慣の向上に努めるものとする。	第4条(町民の役割) 町民は、健康づくりに対する関心および理解を深め、 <u>健康診断、検診を受けることにより</u> 自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりを行うよう努めるものとする。	第4条 町民は、自らの健康の保持及び増進を図るため、次に掲げる事項に努めなければならない。(1) 健康に関する知識及び方法を身に付けること。(2) 健康診査、がん検診その他の健康診断を受診すること、又は家庭等において自らの健康状態を把握すること。(3) 健康状態に応じて、三大健康要素である食事、運動及び睡眠を中心とした生活習慣の向上を図ること。(4) 疾病等の状況に応じて、必要な治療を受けること。	第4条 町民は、自らの健康の保持及び増進を図るため、次に掲げる事項に努めなければならない。(1) 健康に関する知識及び方法を身に付けること。(2) 健康診査、がん検診その他の健康診断を受診すること、又は家庭等において自らの健康状態を把握すること。(3) 健康状態に応じて、三大健康要素である食事、運動及び睡眠を中心とした生活習慣の向上を図ること。(4) 疾病等の状況に応じて、必要な治療を受けること。	第4条 町民は、自らの健康を守るため、次に掲げる事項に努めるものとする。(1) 健康に関する知識及び技術を身に付けること。(2) 健康を意識した規則正しい生活を送ること。(3) 健康診査やがん検診などの定期的な受診等により健康状態を把握すること。(4) 健康状態に応じて、必要な生活習慣の改善を図ること。(5) かかりつけ医を持つこと。(6) 病状に応じて、必要な治療を受けること。2 町民は、自らの健康に関する知識及び技術を、他の町民の健康づくりに広く生かすよう努めるものとする。	第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康づくりに関する知識と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。2 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場において、健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。	
地域の役割	第10条 関係団体は、町民の健康増進につながる活動の充実及び関係団体相互の連携に努めること。2 関係団体は、町の健康づくりに関する施策及び事業の推進に積極的に協力すること。	第6条 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。	第6条 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。	6(地域活動団体の役割) 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。	第6条 地域活動団体は、その健康づくりに関する活動において、町民、町、他の地域活動団体及び事業者相互の緊密な連携を図り、町民の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。	第5条 事業者は、その使用者が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるとともに、町が実施する健康づくりの施策に協力するよう努めるものとする。	第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その被用者が健康づくりに取り組みやすい環境を整備に努めるものとする。	第6条 地域団体は、基本理念にのっとり、その活動に当たっては、健康づくりに配慮するよう努めるとともに、市が健康づくりに関する施策及び事業の推進に積極的に協力するものとする。
	第11条 事業者は、法令に定めがあるもののほか、従業員の健康づくりに努めること。2 事業者は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に積極的に協力すること。	第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、健康づくりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとする。	6(事業者の役割) 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、健康づくりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとする。	第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、町が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。	第5条 事業者は、その使用者が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるとともに、町が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。	第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その被用者が健康づくりに取り組みやすい環境を整備に努めるものとする。		

業者の協	第12条 医療関係者は、地域住民の健康づくりに寄与するため、健康診査やがん検診等の重要性を医学的見地から住民に周知するよう努めること。 2 医療関係者は、町の健康づくりに関する施策及び事業の推進に積極的に協力すること。							第6条 医療関係者は、地域住民の健康づくりに寄与するため、健康診査やがん検診等の重要性を医学的見地から住民に周知するよう努めなければならない。2 医療関係者は、町の健康づくりに関する施策及び事業の推進に積極的に協力するものとする。	第8条 保健医療関係者は、基本理念にのっとり、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを市民が適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。	
協働	第13条 町は、町民・関係団体・事業者及び医療関係者等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努めること。							第11条 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、健康づくりに関し意見を交換し、及び学習する機会を設けるものとする。	基本理念に盛り込まれている	基本理念に盛り込まれている
計画	第14条 町長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康づくりに関する基本的な計画(以下「健康づくり計画」という。)を定め、町民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。 2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。(1) 健康づくりの推進に関する目標、健康指標及び施策の方向 (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3 町長は、健康づくり計画を策定するときは、協議会の意見を聴くとともに、町民、医療関係者及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。4 町長は、健康づくり計画を定め、又は変更したときは、速やかに公表する。	第8条 町長は、総合計画に位置付けられた健康づくりに関する基本的な各種計画(以下「心身きり関連計画」という)を定め、施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。 2 心身きり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。(1) 健康づくりの推進に関する各分野における目標、健康指標及び施策の方向 (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講じなければならない。3 町長は、心身きり関連計画を策定するときは、各協議会の意見を聴くとともに、町民、地域活動団体及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。4 町長は、心身きり関連計画を定め、又は変更したときは、速やかに公表する。					第8条 町長は、健康づくりに関する施策を推進するため、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき、二宮町健康増進計画・食育推進計画(以下「健康増進計画」という。)を策定するものとする。 2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。(1) 健康づくり及び食育の推進に関する基本方針及び目標 (2) 健康づくり及び食育の推進に関する施策 3 町長は、健康増進計画を改定するときは、町民、地域団体及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。4 町長は、健康増進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。5 前項の規定は、健康増進計画の変更について準用する。	第6条 町長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康づくりに関する基本的な計画(以下「七飯町健康づくり基本計画」といいます。)及び行動計画を策定します。2. 七飯町健康づくり基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。	第10条 町長は、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定により、三島市健康づくり計画(以下「健康づくり計画」という。)を定めるものとする。2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。(1) 健康づくりの推進に関する基本理念に盛り込まれている	第9条 市は、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定により、三島市健康づくり計画(以下「健康づくり計画」という。)を定めるものとする。2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。(1) 健康づくりの推進に関する基本理念に盛り込まれている
財政	第15条 町長は、健康づくり計画等に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずること。 第16条 町長は、健康づくりの推進に関する施策及びその評価を実施するため、必要な調査及び研究を行うこと。	第9条 町長は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第9条 町長は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。				第13条 町長は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 第10条 町長は、健康づくり及び食育に関する本町の課題を明確にするため、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行うよう努めることとする。	第12条 町長は、七飯町健康づくり基本計画等に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 第8条 町長は、健康づくりの推進に関する施策及びその評価を実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。		第13条 市は、前3条に規定する健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
研究	第17条 町長は、町が実施する健康づくりの推進に関する施策について、健康づくりに関する基本的な計画等に基づく評価を行うとともに、町民、関係団体、地域団体、事業者及び医療関係者等から評価を受け、計画および施策の必要な見直しを行い、その内容を公表しなければならない。							第7条 町長は、町が実施する健康づくりの推進に関する施策について、七飯町健康づくり基本計画等に基づく評価を行うとともに、町民、事業者及び関係団体から評価を受け、必要な見直しを行うものとする。		
情報提供	第18条 町長は、町民、関係団体、地域団体、事業者及び医療関係者等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うこと。 2 町長は、町民、関係団体、地域団体、事業者及び医療関係者等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供できるよう求めることができる。							第9条 町長は、健康づくりの取り組みを支援するため、町民、事業者及び関係団体に対し必要な情報を適切に提供するものとする。		
自治体との連携	第19条 町は、健康づくりを推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めること。	第10条 町は、健康づくりを推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。	第10条 町は、健康づくりを推進するために、国、他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。					第3条に含む	第12条 町は、健康づくりを推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。	
推進期間	第20条 健康づくりについて町民の関心と理解を深めるため、健康づくり推進期間を設けること。	第11条 町民の関心と理解を深めるため、心身きり推進期間を設ける。	第11条 町民の関心と理解を深めるため、心身きり推進期間を設ける。					第10条 健康づくりに関する町民の関心と理解を深めるため、健康づくり推進期間を設けます。2 健康づくり推進期間は、10月1日から10月31日までとします。3 町長は、健康づくり推進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。第11条 町長は、別に定めるところにより、七飯町健康づくり基本計画等の趣旨にのっとり健康づくりに関して積極的な取り組みを行っていると思われる事業者を公表することができます。		
表彰										
組織	第21条 町長は、健康づくりの推進に関し必要な事項を協議するため、二宮町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という)を設置すること。	第12条 町長は、心身きりの実現に関し必要な事項を協議するため、二宮町健康づくり推進協議会を設置すること。					第12条 町長は、健康づくりに関する施策を包括的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。	第13条 町長は、七飯町健康づくり推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。2 推進委員会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。(1) 七飯町健康づくり基本計画等の策定に関すること。(2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関すること。3 推進委員会は、健康づくりに関する事項について、町長に意見を述べることができる。第14条 推進委員会は、委員10人以内で組織します。2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命します。(1) 町民の代表者(2) 関係団体の代表者(3) 事業者(4) 学識経験者(5) その他町長が必要と認める者3 町長は、委員の一部を公募により選出するものとする。4 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。5 補欠委員の任期は、前任者の残第15条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となります。2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決回数のときは、議長の決するところによります。第16条 推進委員会は、調査審議する事項について、必要があるとき、関係者の出席を求め、意見を聞くことができます。第17条 この章に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定めま	第9条 町長は、健康づくりの推進に関し必要な事項を協議するため、富士見町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	第14条 市民の健康づくりの推進を図るため、三島市健康づくり推進協議会を置く。2 協議会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりに関する重要事項について調査審議する。3 協議会の委員(以下「委員」という。)は、17人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。(1) 学識経験者(2) 保健医療関係者(3) 事業者又は地域団体を代表する者(4) その他市長が必要と認める者4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。5 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。6 前各項目に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。
委任	第22条 この条例に定めるもののほか、健康づくりに関し必要な事項は、町長が別に定める。 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。	第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。	8(委任) この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。	第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。 この条例は、平成 年 月 日から施行する。		第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。	第13条 この条例に定めるもののほか、健康づくりに関し必要な事項は、町長が別に定める。	第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	